

HONMOKU

YOKOHAMA

YOKOHAMA・HONMOKU

横浜・本牧……
CATV奮戦記
・CATVとまちづくり・

横浜・本牧 CATV奮戦記
・CATVとまちづくり・

公務職員研修協会

CATV奮戦記
横浜・本牧
……
CATVとまちづくり



編著
石田 正
田口 俊夫
岡本 孝夫

 公務職員研修協会

2421 ISBN4-87526-081-4 C3055 ¥1600E

定価1,600

CATV 奮戦記

横浜・本牧

YOKOHAMA-HONMOKU

石田 正
田口 俊夫
岡本 孝夫



Yokohama Honmoku



NOTICE

THIS IS A U. S. FORGES
INSTALLATION UNAUTHORIZED
ENTRY IS PROHIBITED
AND IS PUNISHABLE
UNDER JAPANESE LAW

立入禁止区域

此処は米駐留軍の施設です
関係者以外は立入禁止
違反すると日本の法律で
罰せられます

70007

新本牧地区の まちづくり

さきがけのまち

港ヨコハマの雰囲気の色濃
く有する本牧の街は、背後に
山手、根岸の丘陵をひかえ、
目の前に東京湾を望む景勝の
地である。本牧は、山手と並
んで、ヨコハマの中でもっと
もヨコハマらしい所と言われ
てきた。



米軍家族用住宅が建ち並ぶ接収中の新本牧地区



横浜の歴史はペリー一行の日本来訪により始まった。彼らは嘉永七年（一八五四年）、本牧沖から横浜に上陸、幕府と日米和親条約を結んだ。安政六年（一八五九年）、横浜が開港し、山手を中心にして外国人居留者が住まいを構え、その生活に必要な食糧品の生産が本牧で始まった。さらに、外国人のための遊歩道や海水浴場ができるなど、江戸時代前からの漁師町であった本牧は次第に開かれていった。山手の丘に住んだ外国人たちは、関内地区に商館を構えていった。明治三十九年、本牧の海岸沿いに別荘を持つ生活を楽しんでいた。明治三十九年（一九〇六年）、生糸貿易で富を築いた原寛太郎が三溪園を造り、明治四十四年（一九一一年）には横浜電気鉄道（後の市電）が開通し、関内と結ばれた本牧は一段と発展した。和田山（今の新本牧地区内の山頂公園予定地）の辺りには高級別荘やテニスコート付きの大邸宅が立ち並び、外国人船員相手のチャップ屋（高級クラブ）街などができ、活気に満ちた漁師町と異なる顔を持つ街となった。

しかし、本牧の街は第二次世界大戦の日本の敗戦とともに大きく変容した。住宅地として優れていた本牧は、日本進駐のために再び本牧沖から上陸した米軍の目にも彼らの家族用住宅地に適している本牧と映ったのである。直ちに住民達は退去を命じられ、彼らのバラック小屋は米軍ブルドーザーにより壊され、辺り一帯は全く昔の面影を残さなくなった。その後、横浜海浜住宅地として永い間接収され使われてきた。

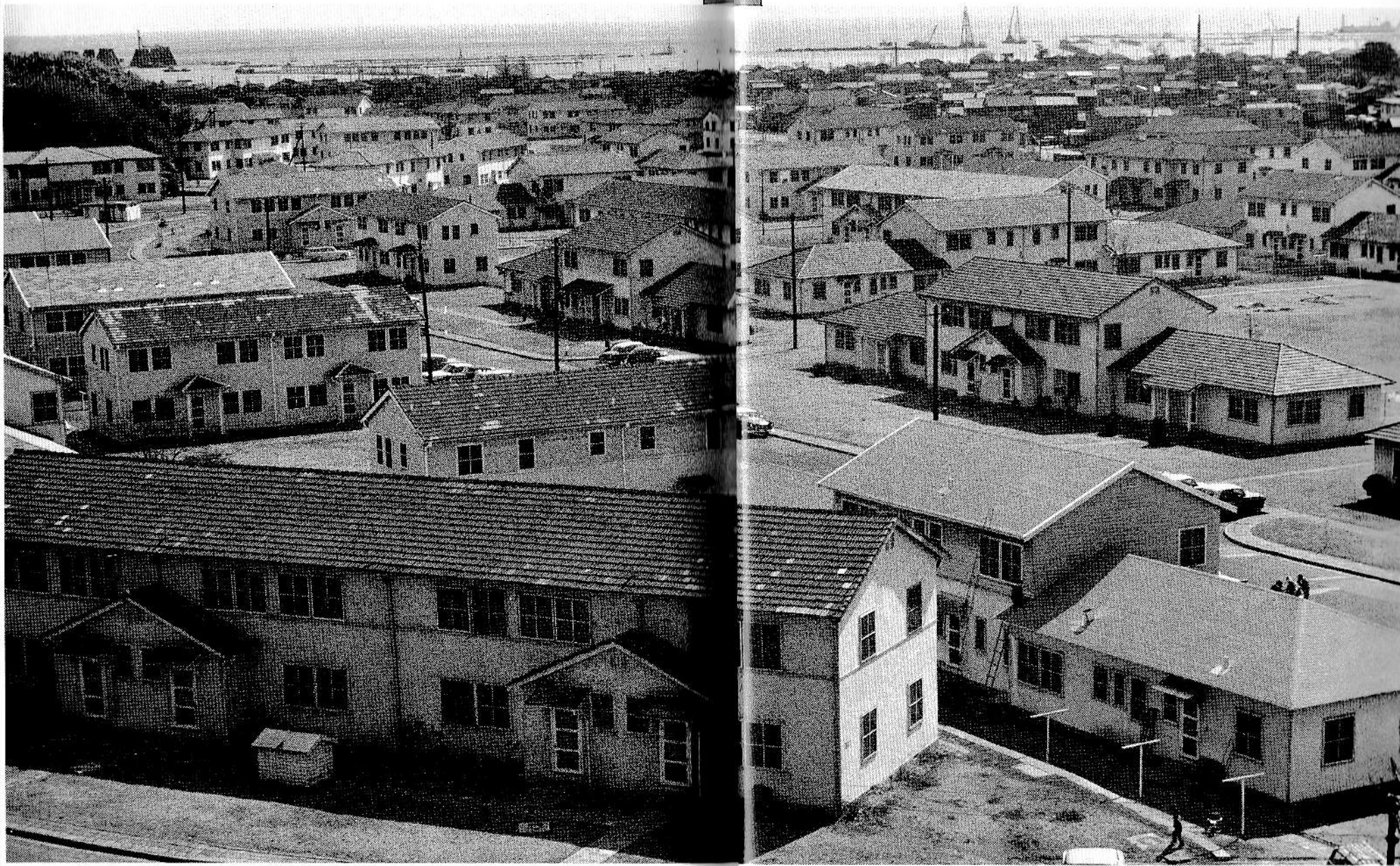
本牧に一夜にして出現した「リトルアメリカ」は、「フェンスの向こうにアメリカが見える」と言われ、アメリカの風俗文化の発信源として、接収という複雑な感情とは裏腹に注目を集めてきた。広大な芝生の中に点在するパステルカラーの米軍住宅は、その豊かなアメリカの物質文明を背景にして人々の憧れの的であった。本牧にはこの米軍住宅以外にも既存の住宅地内に他の外国人たちが多くまじりあって住み、国際性が日々の生活の一部となっていた。

この米軍住宅地（約八〇ヘクタール）は、もとはほとんど民有地であったが、接収が長期にわたることを恐れた地主の要請により、接収中に園がおよそ半分の土地を買い上げたため、国有地と民有地が不規則にまじりあってしまった。土地の境界も米軍の造成によりまったく不明となり、そのまま返還されても、道路・下水道もなく、ほとんどの土地が使えないという状態であった。

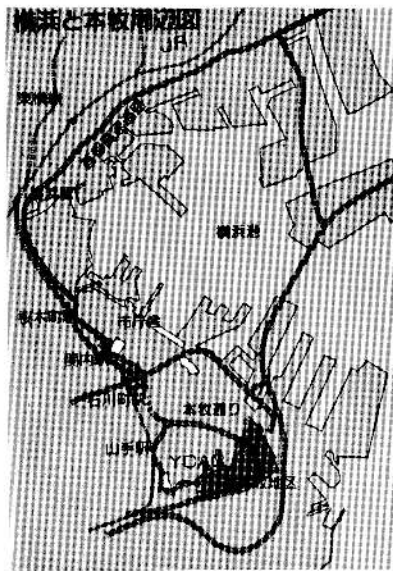
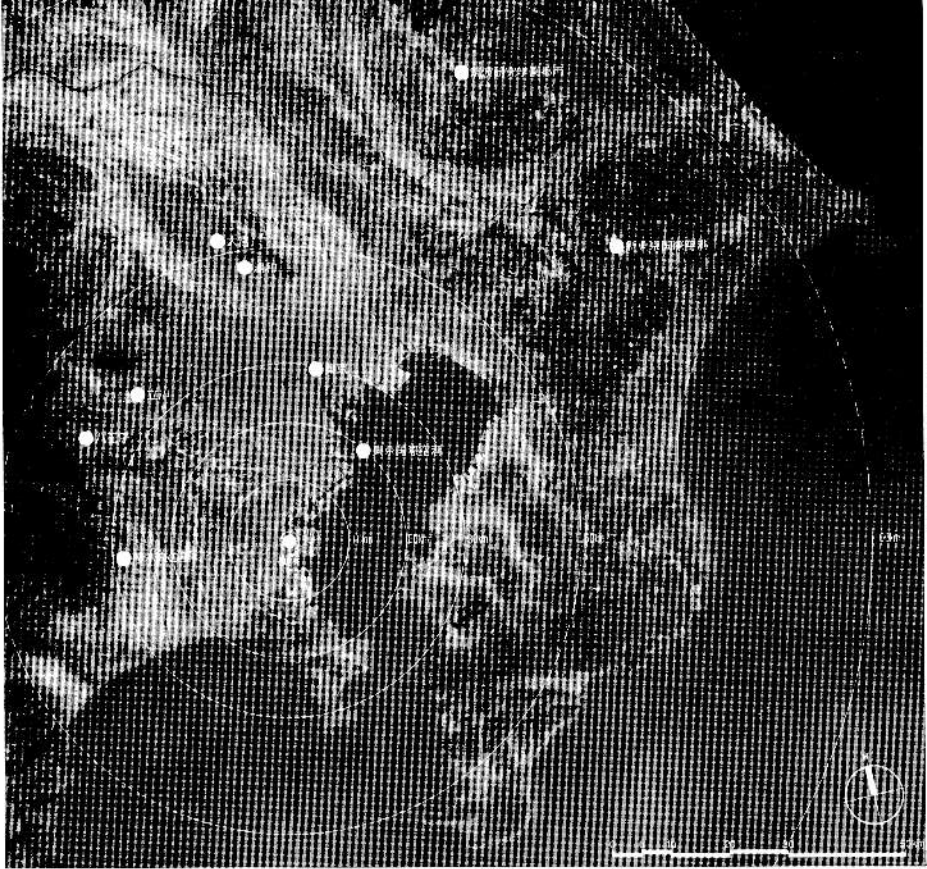
そこで、昭和五七年三月三十一日、この土地が米軍から日本政府に返還され、その後、防衛施設庁により米軍施設が撤去されたのを機に、これらの課題を解決するため公共施設（道路、下水道、公園等）の整備と宅地の利用増進を目的とした土地区画整理事業を行うことになった。この事業対象地区が、本牧の新しい街として「新本牧」と呼ばれている。

新本牧地区土地区画整理事業は、横浜市長が土地区画整理法第三条第四項の規定により、機関委任事務として国（建設大臣）に成り代わり土地区画整理の施行者となり、市内部の担当として都市計画局内に新本牧開発室を設置した。事業の施行期間は昭和五十六年度から六三年度まで、事業費は総額約一〇八億円（国庫負担金、市負担金、保留地処分金、市単独費）である。施行区域面積は八八・二ヘクタール、権利者数は昭和六〇年三月現在二六三件、共有を含めると四三九人となる。道路、公園などの公共用地の増加分に充てる公費減歩率は二〇パーセント、区画整理事業の事業費を生み出すための処分用地（売却用地）に充てる保留地減歩率が五パーセント、計二五パーセント、つまり元の土地の四分の一を各地権者から供出を受け事業を進めるわけである。計画想定世帯数は四、二〇〇戸、一万五千人である。

新本牧地区の土地利用計画では変化に富んだ丘陵地は緑と地形をそのまま生かし公園とし、平坦地に学校・公園といった公共公益施設を含む質の高い市街地を造ることになっている。道路や下水道な



青い芝生の中に建つパステルカラーの“米軍ハウス”は「フェンスの向うのアメリカ」そのものだった



どの都市基盤施設は土地区画整理事業で整備され、一方、建物などは民間主体で開発される。土地区画整理事業は、土地の区画を整えて元の地主に返すことで完了するのが一般的であるが、新本牧の場合は地区別の建築計画までも含んだ総合的なまちづくり方式を採用している。それは「選択換地（土地利用の選択に基づく換地）方式」とよばれるもので、権利者（民有地）の土地利用の意向に沿った地区（センター地区、表通り地区、集合住宅地区、低層住宅地区、サービス工場地区の五地区がある）に換地（新しい土地を定めること）を定め、円滑な土地利用の実現を図っている。全国に先駆けた全面的選択換地方式である。

また、国有地の集約化による有効利用にも特色がある。地区内に散在していた国有地をまとめ、公共公益のため（小中学校、下水処理場、山頂公園など）に有効活用する方式である。都市基盤の一環として、地区内すべての電線・電話線とアンテナ類を地中埋設しているのも全国で例が少ない。このように先進性に溢れたこの地域のまちづくりのテーマは「ささぎの詩がきこえる、新本牧」である。

編著者まえがき

本書は、横浜・本牧のまちをエリアとしたCATVの運営主体、財団法人ケーブルコミュニティ横浜（CCY）設立をめぐる若手係長中心のプロジェクトの奮闘を描いたものである。

高度情報化論が唱えられて数年を経、どの自治体の構想、計画のなかにも情報化の推進がうたわれている。

たしかに、制度的には通信事業が開放され、様々な事業者が多様な情報サービスの提供を競っているが、具体的なまちづくりの中でそれらをどう生かしていくのかは模索が続いている。

私は当時企画調整室に在籍し、各局事業の進行管理の過程で情報化を軸にした施策をみてきたが、そのほとんどがOA化の範ちゅうのものであり、また、そうでない新たな施策提案も大部分が現実の社会システムやコストベネフィットを無視したものであった。

また、様々なメディアが都市の生活を大きく変容させ、バラ色の未来を約束するかのようなスケッチが描かれているが、産業・経済面ではともかく、地域社会のなかでの進展はまだまだこれからである。

そして、地域という視点からみると、CATVはもっとも注目すべきメディアであると考えられる。もちろん具体的な事業採算性からすればなかなか難しいことは、現実に民間の都市型CATV事業の展開の遅れなどからも明らかであるが、マスのメディアと異なりローカルで自由な特性をもつCATV

Vは地域の情報インフラにふさわしいメディアであると思われる。

そう考えていたところへ新本牧開発室の田口君から、区画整理というまちづくりのなかで、メディアとしての意識なくつくってしまったCATV施設への対応についての相談がまいこんできた。

ちょっと見ると危なっかしいこのプロジェクトに私が大きな可能性を感じたのは、ひとつには原課に田口君という存在があったからである。トップダウンによる事業ならいざ知らず、いくら企画部門でハタを振り、サポートしても原課に柱になり、頑張る者がいなければ決して成功を収めることはできない。

もうひとつの大きな要素は、たまたま私のネットワークの中に電通メディア開発局の松平さんという存在があったからである。

さらに、これも偶然の条件ではあるが私の上司として郵政省からの出向でこられた井上さんの存在も大きかった。彼はこのプロジェクトについては陰に陽に援助をあたえてくれたのはもちろん、職場の上司として、周囲に理解されにくいこのプロジェクトの意義について周知し、何かと突っ走りがちな私を助け、支えてくれたのである。その井上さんが、後に「このプロジェクトは、これにかかわった誰一人が欠けても成立しなかった。」ということを書いておられたが、まさにその通りだと思う。ひとつのネットワークからいくつもの枝ができ、僅か一年半余で財団成立という果実が生まれたのである。このプロジェクトによって私を含め庁内のメンバーは貴重な経験を得、勉強をさせていただいた。それとともに、自治体が新しい施策、課題へ取り組むことの難しさも肌で感じてきた。

本書は、こうした私達のまちづくりの中でのCATVのプロジェクトの体験が、自治体で情報化施

策をはじめとする新しい試みを模索している意欲ある方々の参考になればと思いとりまとめたものである。

また、それだけでなく、CATVを始め、ニューメディアの普及を通して地域、自治体に接点を持つ民間の方々にもお読みいただき、今後の地域の情報化施策へのかかわり方に役立てていただければと思っている。

本書の構成は、このプロジェクト推進のポイントとなった要素に着目して、序章：「さきかけのまち」のさきばしり、第1章：ネットワーク編、第2章：プロジェクト基礎編、第3章：ネットワーク編、第4章：プロジェクト推進編、第5章：住民対応編、終章：CCY設立―今後の課題と展望―となっている。

序章では、このCATVプロジェクトの発端となった新本牧のまちづくりとCATV設置の経緯を記した。第1章では、プロジェクトの中心となったメンバーの出会い、意識、プロジェクトを大きく支えた民間及び国の方々とネットワークを、第2章から第4章までは自治体での情報化施策、CATVへのかかわり、プロジェクトの猛勉強の過程について触れるとともに、プロジェクトを進める上での大きなポイントとなった庁内、民間等との接触、合意形成などについて触れている。また、第5章では、このプロジェクトの成否のカギを握るもとも基礎的な要素であり、最終的な受益者であり、かつ、支援者である地元への対応について描いている。さらに、終章では、プロジェクトの果実としての財団法人ケーブルコミュニティ横浜(CCY)の成立をふまえ、今後の課題と展望についての考え方を整理してみた。

また、本書は、このプロジェクトの中心となった三人のメンバーの執筆を議論を重ねながら私がとりまとめさせていただいたものであるが、事実を出来るだけ客観的に描写するため、原則として第三者的に表現することとした。

著述に際しては、事実にもとづくものであるだけに、できるだけ表現に注意を払ったつもりであるが、あるいは若干のご迷惑をおかけすることもあるかも知れない。筆の稚拙さゆえとお許しいただきたい。

本書をお読みになって、これは横浜のような大都市だから出来たのだといわれる方もおられるかもしれない。

たしかに、新本牧地区の区画整理事業そのものだけをとっても小さな市町村では例が少ないかもしれない。しかし、新しい施策や事業に対する適応条件はそう変わらない筈である。幸い私自身、シンクタンクに三年間出向し、人口五千人の村から四十万の都市の仕事まで、幾つかお手伝いした経験があるが、小さな組織であるが故に職員の個性や力がより大きく発揮され、柔軟な対応が図られやすいという例にも出会った。

ただ、今回のプロジェクトでは、確かに東京圏の都市であったことによる利はあった。それは、国や民間のネットワークキングによるサポートを受けやすかったという点である。

TCVの石黒さんや電通の松平さんに、月に何度も横浜に来ていただきアドバイスを得、身のある議論ができたことなどはもともと大きなメリットであった。

しかし、これからはまさに情報化が進度を深め、どの地方においても時間・距離の隔たりを補う手

段が活用される時代である。そして、こうしたニューメディアによるコミュニケーションの拡大の可能性はコミュニケーションによって成果を得ようとする人の意欲と情熱にかかっている。メディアによる伝達によって人を動かすのは人の言葉でなく、「熱」なのである。

本書が意欲と情熱を持つ方々の心につれることが出来れば幸いである。

なお、本書の発刊にあたって、公務職員研修協会編集長の大田氏には我々のプロジェクトの意義及び本書の目的について深いご理解をいただき、全面的なご援助をいただいた。また、担当の又坂氏には筆の遅い我々を励まし助言をいただいた。さらに、プロジェクトにかかわられた関係者の方々からご執筆をいただいた。これらの方々に心から感謝申し上げます。

昭和六十三年一月

石田 正

3 新本牧地区のまちづくり さきがけのまち
9 編著者まえがき

17 “さきがけのまち”のさきばしりプロジェクト前史
19 景観対策としてのCATVの導入
21 はじめにCATVありき

ネットワークキング編

- 23 CATVがわからない!
- 25 まずは松平さんに!
- 27 さきばしりの後始末 もうひとりの助っ人
- 30 プロジェクト結成へ“桃園の誓い”
- 34 石黒氏を得て“伏竜”と“鳳雛”が揃う
- 40 郵政省のサポート、ハマコーさんなど
- 40 1. “とんでもない話”から
- 42 2. 世界初のCATVによる電話網実験
- 46 3. 財団許可、有線テレビジョン放送法上の許可

第2章

- 49 プロジェクト基礎編
- 49 活発なプロジェクトの活動
- 51 1. 自治体プロジェクト考まぢがいだけのプロジェクトづくり
- 52 2. プロジェクトの拡大
- 53 3. 毎朝の“田口コール”
- 55 自治体情報化施策の混迷 基礎固めへの斤内のかへ
- 58 CATV事業の特性 ミニCATVの基礎知識
- 58 1. CATVの特性
- 64 2. CATV事業運営の留意点
- 66 3. CATVの今後の展開と自治体のかかわり

地元対応編

- 157 地主の理解と協力が施設運営の要
- 159 1. 地主対応の構図と姿勢
- 161 2. CATV施設維持管理の課題とこれまでの対応
- 163 3. CATV施設及び運営主体の必要性の認識
- 167 4. 情報部会との連携
- 174 受信障害地域住民の理解
- 174 1. 地区内建築物による受信障害対応
- 181 2. 松浦町内会長との出会い
- 185 3. 各町内会への説得

第5章

71 フットワーキング編
75 こうして猛勉強がはじまった
79 1. とにかく聞いてみよう
2. 百聞は一見に如かず
新本牧地区関連機関の意向調査
各地の先輩例調査

プロジェクト推進編

- 95 市が先導する財団しかない!
- 97 1. 区画整理事業の特性とCATV
- 107 2. なぜ財団か
- 125 3. 斤内合意のとりつけ
- 132 CCY設立へGO! 財団の機能、意義つけ
- 136 予想以上の民間企業出捐
- 138 1. 財団づくりにおける市の主体性
- 145 2. 出捐願い廻り
- 149 財団経営戦略への詰め
- 151 1. 実践的シミュレーション策定
- 151 2. 難しい斤内での理解
- 151 財団組織つくり

終章
191 CCY設立
これからの課題と展望

資料編

- 203 フットワーキング編ヒアリング結果
- 235 CATV Q&A (早わかり)
- 249 CATV計画を「理解いたたくため」に
財団法人ケーブルコミュニティ横浜設立趣意書

260 あとがき

CONTENTS

第4章

● 序章 “さきげのまち”のさきどり ●

——プロジェクト前史——

フロンティアスピリットに満ちた新本校のまちづくりはあったが、このOAOV
に関しては、メディアとしての意識からつくられたものではなかった。
それは、まったくの「さきほしり」から始まったのであった。

景観対策としてのCATVの導入

市街地にクモの巢のように張り巡らされる電線類は景観上も防災上も好ましいものではない。「さきがけのまち」新本牧地区では、丘陵から見た町並みも含む都市景観の向上、道路空間の拡大のため、電線・電話線を地中埋設し、電柱の無いまちをつくることとしている。全国でも数少ない、低層住宅地区を含む町ぐるみの無電柱化である。それとともに、テレビアンテナの林立を避け、景観の向上を図るために集中アンテナ（共同視聴設備）としてのCATVを導入した。無電柱化のためCATVのケーブル類は地中埋設されている。

地区内に広がる集合住宅地、低層住宅地区に林立してしまうテレビアンテナを山頂公園予定地の丘陵部に集中化した効果は大きい。計画戸数四、二〇〇戸という大規模な「集中アンテナ化」であった。そして、地中埋設工事の効率化を図るため、電話線の地中化を行っているNTT（当時電電公社）に共同視聴設備の設計と工事が五九年三月に保留地処分金事業として、委託された。NTT自体は当初CATVの受託を躊躇したが将来戦略を考慮してか積極策に転じた。しかし、当時のメモ（昭和五八年三月、新本牧開発室）によると、当初の発想はあくまでも「テレビアンテナの集約化に伴うファイダー線の地中化」であり、有線テレビジョン放送法の許可対象となる「有線テレビジョン放送施設」の設置と「有線テレビジョン放送事業者」の立場を得ることは意識されていなかった。六〇年五月には共同視聴設備の第一期工事完了し、引き続き山頂公園予定地に受信アンテナとヘッドエンドを収納する小屋が建設されている。途中、NHKなど各テレビ局に対して再送信同意願いが市から出されているが、未だ有線テレビジョン放送事業の困難性と法解釈も理解不十分のまま推移していた。

景観対策は新本牧のまちづくりの主要な柱で、そのためにはマンションのベランダにフトンを外に向けて干さないことなどがきわめて真面目に議論されていた。町並みは階高を揃えたマンサード屋根付きのヨーロッパ風、そして見苦しいと感じられるものはすべて通りから隠す、という実に詳細な「まちづくり協定」の策定を考えていたくらい建物、町並みのデザインを重視していた。しかし、これらのデザイン項目もどちらかといえれば役所主導型で、調査研究を依頼した建築界の大御所の考えを焼き直したものにすぎず、現実的な土地利用を目前にするにしがたがって、逆に地主達の反発を招いていた。よかれと思った「お上」的おしつけ、みようによっては新本牧のCATVの第一歩もそうだった受け取りかたをされていたのかもしれない。

モノをつくるのはある意味では簡単である。食べ物ならば処理は簡単であるがCATVのようなものは作っただけでは済まなく、それを運用することによって初めて意味をもつものである。その運用が大変な事柄なのである。CATVの双方向性などを論ずる前に景観対策で作ったCATVの基本的な事業運営の困難性をまずは認識すべきであった。

ビル建設などに伴って作られる受信障害補償型のCATVの場合でさえ、原因者が施設を整備しその維持管理費（ほぼ施設整備費相当額）を付けて住民達の組合に渡した後、一〇年ちよつとで施設の維持更改が出来ないほどの大赤字に転落していくという現実を謙虚に受け止めるべきであった。反面、きわめて慎重に練った戦略に裏打ちされたビジョンを持てば、CATVはチャレンジに値する事業であるともいえよう。

新本牧のCATV施設設置で驚くことは、この大変な施設整備がすべて新本牧開発室の一担当職員のフライングで始まっていることである。CATVについての技術的な専門家は多くいるが、「事業（ビジネス）」についての専門家はきわめて少なく、日本全国でも指折り数える程度である。したがって、役所内部でのチェック

機能は十分に働くはずもなかった。技術志向の担当職員とこれまた技術屋集団のNTTとのコンビによる景観対策CATVはこうして突き進むことになったのである。

はじめにCATVありき

新本牧の場合、CATV事業の方針があってCATVを設置したわけではなく、既にCATVがあったわけである。CATVありきですべてが始まったのである。CATVは整備するが、その管理運営は区画整理地区内の地主たちに組合を作ってもらい、そこに任せていこうというのが、新本牧開発室の当初の考え方であった。

一方、時を同じくして土地区画整理事業を所管している建設省都市局区画整理課では、五九年度調査として「土地区画整理事業における高度情報化に対応した都市整備の導入に関する調査」を実施していた。その研究会の座長は区画整理課の専門官で、委員に横浜市から新本牧開発室長、住宅都市整備公団、千葉県内のある組合区画整理地区の代表（東急不動産）などが参加していた。六〇年三月に出された調査の提言では、区画整理事業でCATVを整備することによる「初期投資」の軽減、CATVの「地中化」の促進などが効果としてうたわれていた。しかし、それとともに、地中埋設によるコスト増加、加入者確保の難しき、施設の先行整備が問題点として指摘されていた。かつ、安定した運営主体設立の困難性も強く認識されていた。しかし、この調査を全般的にみると、区画整理事業地区という限定地区で、ハード先行の思考でソフトなCATV事業を考えることの限界性がみえていた。

六〇年六月中旬に、人事異動で新本牧開発室の主査（係長）として田口俊夫が着任したときには、新本牧地区内のCATVの工事はアンテナ・ヘッドエンドを始めとして、主要幹線部分の工事が着々と進んでいた。C

ATV工事は新本牧開発室内でもブラックボックス化していたが、後日NTTの下請けの協和電設の技術者に新本牧CATVの内容を分かりやすく解説したものを作らせる過程でどうにか全貌がつかめた。田口は、どんなにむづかしそうなことでも、自分の頭で理解し、自分の言葉で説明できるように勉強することが必要だと感じた。

CATVの管理運営主体設立の必要性については田口が着任する前から一応は考えられており、前述の建設省の調査を担当したコンサルタントに調査委託の提案書を出させていた。そこで提案されている調査委員会のメンバーを見ると、NTT、放送事業者、新聞等のマスコミ、東京電力、地主、民間デベロッパーなどが入っており、具体的な主体づくりのための調査としてはどこか方向性の見えなさが感じられた。

ただ、当時田口個人にはCATVを事業としてとらえる知識はなく、どことなく高度情報社会の一翼を担うCATVというものの不可思議さに不安感をいだいていた。区画整理事業はどんどん進み土地利用が始まり、人がはりつきCATVは利用されるが管理運営主体の設立が不明確なまま、という不安定な状況を是が非でも改善する必要がある。この時相談したのが以前からの知人であった石田正（企画財政局企画調整室主査）と岡本孝夫（市民局市民情報室主査）のふたりであった。ふたりは横浜市の中にあつて、それぞれの立場で高度情報化についての見識を持っていた。知識のない人間がひとりでは悩んでいるよりも、身近に相談できる仲間を得て共に考えることの方が新しく困難な問題に対応するときには有効である。新本牧のCATVは今後、この田口、石田、岡本の三人を軸として始まることとなる。

第一章 ネットワーキング編

「コンピュータは、一に人材、二に資本、三、四がなくて五にハイテク」……これは、三菱総合研究所会長の牧野昇氏の言であるが、昨今のハード先行の失敗例をみるにつけ、思い出す言葉である。

新本牧のプロジェクトは、まさに「人」によって始まったのである。

CATVがわからない！

昭和六〇年八月六日、新本牧開発室の田口が企画調整室の石田を訪ねた。そもそも、このプロジェクトの展開はここから始まったのである。

田口は、昭和五三年に当時の横浜市の都市づくり、とりわけアーバンデザインにひかれ建築職として入庁し、当時の企画調整局の都市デザイン担当に籍を置いた。その後、五八年に昇任し、港南区の建築課で建築指導を行ってきた。彼はいづれの職でも、地域のまちづくりに関するプロジェクトを企画・実行し、成果をあげている。田口にとって、個々のデザインが重要なのではなく、まちづくり総体のなかで、そこに参加する市民、行政の諸活動、それによって動いていく街の成長、ダイナミズムが重要なのである。だから、彼は、まちを形作るあらゆるものが自分の仕事の対象と考えていた。こうした彼の発想、実践がこのプロジェクトを成功させる大きな要因となっている。

しかし、このスタートの時点では、ちょっと今までとはちがっていた。「CATVがまったく分からない！」のである。そして、このことが田口が石田を訪ねた理由であった。

石田は昭和四八年に横浜市に入り、五五年七月に昇格と同時に財団法人日本都市センターに派遣され、研究員として都市問題全般にわたって調査研究に携わる機会を得た。彼はここでの三年の間に幾つかのプロジェクトをこなしたが、なによりも大きな成果といえるのは、ここでの調査研究活動を軸にした人的なネットワークを得たことである。

その中でも、このプロジェクトとの関連で一番大きいのは、長谷川文雄氏（現在清水建設企画課長、MIT客

員(研究員)との出会いであった。長谷川氏は、清水建設の知的なプロパーとして社会工学研究所(総合開発機構)東京大学工学部研究員と歩き、また、ベストセラーとなった『建設業の未来戦略』や、最近では『インターネットシティ東京の5年後』まで、多くの執筆活動を行っている。石田が長谷川氏と出会ったのは昭和五六年の自治体の土地政策に関する調査研究の中であった。その後、幾つかの調査研究で長谷川氏の参加を得ている。長谷川氏はそれ以前から情報化が次代の大きな社会的なトレンドとなってくることを予測しており、こうした問題を自治体でも早く考えておくべきことを説いていた。

こうしたことが布石となり、石田は昭和五八年に横浜市に帰任し企画調整室での仕事として高度情報化社会研究会を設置し、情報化のコンセプトの把握と自治体の対応の在り方を検討することとなった。研究会では、職制にこだわらず若手の各局課のメンバーを中心に議論を重ね、その議論の課題について外部の研究者等から報告をもらう形式をとった。そして、研究会のコーディネーターとして長谷川氏の応援を得たのである。

長谷川氏のネットワークによって、設定された研究会第三回の報告者が、このプロジェクトに大きな力となった電通の松平恒氏であった。

石田はこの研究会の成果として、長谷川氏と彼の助手の協力を得、当時の企画調整室内の情報化施策担当の同僚とで「高度情報化社会と自治体」というレポートを完成させた。この当時としては、自治体が正面から情報化社会の分析をし、そこでの自治体の施策対応の在り方を検討した最初のものであった。

その後、石田は情報化に関して、外部の研究会の委員や他都市の講師を委嘱されるとともに、「レポート」をはじめ、情報通信に関する執筆の機会を得ていた。

市の内部でも、昭和五九年に「欧米都市自治体の情報化対応」に関して海外研修に行くなど研究を重ねており、他の局からも情報システム等に関する相談も少なくなかった。田口はこうした石田の活動を聞いており、また、彼が以前から手掛けている市内部の若手職員の自主的なまちづくりの勉強会の関係で知己を得ていたこともあり、CATVの取り扱いについて石田のアドバイスを求めたのだった。

新本牧開発室では、「区画整理事業のなかでやるのだから、所管庁である建設省の関連のコンサルタントに出そう」という意見もあった。建設省では五九年度にCATVに関する調査をあるシンクタンクに委託しており、横浜でもここに委託したらどうかというアドバイスを受けていた。そしてそのシンクタンクから調査の企画書も出されていた。しかし、その内容は行き詰まりをみせている既存CATV運営主体の発想と全く変わらず、調査研究のための委員会の想定メンバーもCATVを取り巻く状況を殆ど理解していないものであった。これ見た石田は「それじゃ駄目だ。建設省がCATVをわかっているとは思えない。そういうことにこだわらずに考えるべきだ」と主張した。

まずは松平さんに！

石田はその時点でもCATV事業に関する幾つかのコンサルタントを知っていたが、彼が口に出したのはどの会社というのではなく「松平さんがいい！」という一言であった。

松平恒氏(電通メディア開発局副理事)は、今やCATV事業のアドバイザーとして知らない者はいないほどであるが、彼は昨今の情報化アドバイザーのなかではじめてCATVを手掛けたのではなく、我が国でのCATVの草分けの時代から普及につとめてきたのである。

石田がためらうことなく松平氏の名前を出したのは、松平氏の論に信念を感じていたからであった。それは、トータルなメディア論をふまえ、最も自由度の高いメディアとしての意義を伝えようとする「熱」であった。石田は、どこのシンクタンクであるかはまったく重視していなかった。優れた人材であることがもつとも重要であり、そういう人材を育てているシンクタンクが組織として優れたシンクタンクであるということを体験的に感じていたのである。

こうして、外部のコンサルタント候補は松平氏に絞られた。勿論、国の研究会等多くの委員を兼務し、日を開けず講演を依頼されている松平氏のことであったので、すぐに連絡が取れず田口などは本当にきちんとしてもらえないのだろうかと不安を口にしていた。

最初の電話連絡後一週間経った八月半ばに、松平氏は調査の打ち合わせのため電通横浜支局のメンバーと企画調整室を訪れた。

松平氏も急なことであり、市の意図、方針も詳しくは聞いていなかったので簡単な調査フレームのメモを用意し、また、調査業務の委託の方法として電通として受けることやCATVの近未来予測や運営主体の事例研究、新本牧開発の関係機関のヒアリング調査を別な機関に委託する方法などを提示された。しかし、この席で石田は、調査の方法、プロセスはともかく、是非松平さん自身でとりまとめをお願いしたいと依頼した。

こうして松平氏の調査フレームのメモをベースに企画を練り上げ、一月以降の調査活動では、繁忙な松平氏が徹底的に「新本牧プロジェクト」につきあわされることとなるのである。

☆関係者の証言①☆(株)電通メディア開発局副理事 松平 恒

六〇年八月に新本牧開発室の田口さんから「事業運営主体設立調査」への協力打診がありました。この調査をお受けすることにした判断要因はいくつかありました。

企画調整室の石田さんと面識があったこと、市には郵政省から井上さんが出向しておられたこと、私への指名であったこと等々がその要因ですが、プロジェクトの方々がスグレモノ揃いであり、非常に熱心であることが決め手となりました。

調査の背景の説明をお聴きして感じたのは、以下の三点でした。

- ①都市型・多チャンネル型のCATVが普及しはじめることが予測できるので、その場合にエリア内住民が不利にならない方策を創り出さなければならないこと。
 - ②従来と同じように共同受信施設の管理組合を設立する方式では、新本牧地区への導入システムの機能を十分に発揮することは困難であること。
 - ③情報多様化ニーズに応えることのできるCATVというメディアを定着し発展させる上で、このプロジェクトで判断を誤ることは許されないこと。
- 都市型・多チャンネル型のCATVをテイクオフさせるためには、CS（通信衛星）を利用したCATV向け番組供給業が複数登場してくることに、その受け皿である地上のCATV施設を同時並行的に増やすことが必要であると考えます。そして、地上のCATV施設としては、新規の都市型施設建設もあります。が、既存システムのグレイドアップや運営主体の確立も大きなウエイトを占める筈です。
- 本牧の場合は、開発地域での補償施設を中心に、公団や民間マンションの共同受信施設も含まれたケースであり、我が国でのCATV発展のためにもこのプロジェクトを成功させることは大きな意味があると考え

えた次第です。

この調査の作業イメージを考えた際に思ったことは、「良い報告書がまとまるだけではダメ」という点でした。また、市のプロジェクトのメンバーの方が「CATVの制度なり実態なりを理解するだけではダメ」とも思いました。つまり、メンバーの方々が「本当に興味関心を持ってノメリ込んでもらわなければならない」と思いました。そこで、筑波、甲府、諏訪、大阪、神戸そして和束町、下市町等々の視察もおこなっていただきました。

さて、その成果は？……CCYの設立と、この本ということになるのでしょうか。そして私は、以前にも増して横浜という「まち」が好きになりました。

さきばしりの後始末——もうひとりの助っ人——

事業運営主体に関する調査は、一応松平氏に委託することでスタートが決まったが、もうひとつすぐに対応しなければならぬ大きな問題があった。それは、有線テレビジョン放送法上の手続きである。

有線テレビジョン放送法上、CATV施設を設置しようとするものは、施設規模に従い、郵政大臣に事前に許可を得または届け出を行わなければならないこととなっている。しかし、新本牧開発室のメンバーは、それについては殆ど気付かず、あるいはなんとなく必要だとは感じていたが、放置したままであった。

「実は、まだ法的な手続きをしていないんだけど……」調査の話と同時にこれを聞いた石田は啞然とした。すぐに所轄庁である関東電気通信監理局に行くことを指示したが、そのままいくことには躊躇した。このままいったら、相当しぼられるだけでなく、今後、運営主体を確立するうえでも影響がでるかもしれないと思った

のである。しかしまた、幸いなことに、彼の上司に強力な助っ人がいたのである。

それは、当時企画調整室の副主幹（課長級）の井上陽二郎氏（現在郵政省通信政策局テレトピア推進室長）であった。

横浜市では、昭和五九年三月に郵政省のテレトピア構想のモデル都市の指定を受けたが、これを機に郵政省から人材派遣を要請した。テレトピア構想の計画エリアは、横浜市における国家的なプロジェクト事業である「みたとみらい21」地区およびその周辺であり、都市計画局の所管であるが、人材受け入れは、単にテレトピア計画のためだけではなく、情報化をはじめとする今後の社会基調となる大きな変化に対応していくために、新たな発想による活性化を図るためであるという上層部の意向から、高度情報化施策の総合的な窓口であり、市政全般の調整部門である企画調整室に配属されることとなった。一方、郵政省でも大都市への初めての派遣人事ということもあり相当な配慮がなされた。

こうして横浜市に郵政省からの派遣第一号となった井上陽二郎氏は昭和四七年に郵政省に入った若手のエリートといえる人材であった。しかし、企画調整室は機能上国のどの省庁とも義務的な関係をもたない組織であり、国からの人材を受け入れた経験のない組織であった。しかも、国からの人材は慣例上職階を一ランク上げるため、多くの者が若年の上司をもつこととなり、組織運営上むづかしい面もあった。

しかし、そのような心配をよそに、井上氏は、個性と人柄の良さ、何でもとりこんでいこうとする積極的な姿勢で信頼を高めていった。

井上氏は、「トータルに地方自治行政を体験するという派遣のテーマエドおり、横浜市の総合計画である『よこはま21プラン』の実施計画の策定に参加したのをはじめとして、国際化関連調査など広く様々なプロジェクト

トに参加し、成果をあげた。しかし、なんといっても情報化関連施策での彼のウエイトは徐々に大きくなっていった。全国のテレトピア指定地域を束ねるテレトピア促進協議会の事務局、二〇以上に及ぶ各局の情報システムの調整、民間CATVへの対応など、石田とのコンビでの仕事は少なくなかった。そして、新本牧CATVのプロジェクトについても、一貫して若手のプロジェクトを支え、郵政省等外部との橋渡しはもちろん、重要なポイントでは、かなり思い切った（既存の多くの市役所の人間からすれば）「行動力を示している」。

石田にとっては、井上氏は「問題に対してシビアな議論をし、しかも上司らしいカバーをしてくれた頼りになる課長職」であった。

石田、田口の話聞いた井上氏は、たまたま知己のあった関東電気通信監理局の斎藤一有線放送課長に電話を入れ、相談に乗ってくれるよう仲介をとった。危なっかしいスタートであったが、なんとなく前を向いて進むものとしてこのプロジェクトに、彼は直感的にモノになるかもしれないという可能性を感じていた。この時から、井上氏は強力なサポートをしていくことになったのである。

三日後に関東電気通信監理局有線放送課を訪れた石田、田口等は、きわめて丁寧な対応を受けた。事前の続きなしにここまでできてしまったことに対しては謝罪し、取り急ぎ揃えた許可申請書を持参したが、現実の人が住むのはこれからということもあり、とりあえずは四六七端子の届け出施設ということで処理することの指示を得た。

まさかこれだけ大規模なCATV施設（計画世帯四、二〇〇戸）が横浜市内で、しかもよりによって行政当局自らによって作られている、という事実は、我々市の当事者が考える以上に郵政省の担当官にとっては衝撃的なことであつたらう。通常、CATVの許可施設（引き込み端子数五〇一以上）には、きわめて厳しい技術上

の審査とともに、事業運営に携わる運営主体の適格性と半ば公益的な性格も有するCATV事業の遂行能力が細かく検証されるのである。しかし、結果として新本牧の場合そうした要件はまったく考慮されておらず、あるのはモノとしてのCATV施設であった。

しかし、大都市の既成市街地での区画整理事業の一環として設置されたCATVの取り扱いに関しては例がないこともあって、担当の技術官からかなりの興味をもたれたが、この後の展開においても関東電気通信監理局ではきわめて柔軟に対応し、制度上の処理においてバックアップしてくれている。

☆関係者の証言②☆郵政省通信政策局テレトピア推進室長 井上陽二郎(当時企画調整室副主幹)

私が、初めて話を聞いたとき、新本牧地区のCATVは、若干の問題を含みながらも、さきがけの街にふさわしく、ハード的には素晴らしい施設となっていました。

しかしながら、運用面での将来展望などについては、ほとんど検討がなされておらず、また、事の重要性もさほど認識されていなかったような状況でした。関係者はみんなCATVには素人で、私自身もCATVはあまり強くない分野で、まして事業など手掛けたことはなかったので、どう対処していくか正直きつい面もありました。しかし、直感的にこれは希望あるプロジェクトになるという感じはあり、とにかく勉強ということになりました。

勉強会は、まさに「情報化とまちづくり」の実践をめざした抽象論でない具体的な勉強会で、それだけに地味なかつた部分も多かったわけですが、熱心で行動力旺盛なメンバーによって熱気あふれるものとなりました。松平さんや石黒さんから、本当に献身的といつていいサポートをいただき、また、外部の方々の

多くから、ビジネスを越えたアドバイスをいただけたのもこうした熱意によるものと思います。勉強会での見学ツアーやヒアリングを通じて多くの方々のお付き合いもでき、私にとっても大変充実した日々でありました。ここでの勉強は、現在の自分に大変役立っているところです。

その後いくつかの曲折はあったかと思いますが、それらを乗り越えCCYをスタートさせた関係者の皆さんのご努力に心から敬意を表するところです。CCYも、これからが正念場で大変な面もあるかと思いますが、このプロジェクトは、そのスタート時から結構難しい面があっても常に前へ前へ、あるいは上へ上へと進んで行って、決して行き詰まらない雰囲気のあるプロジェクトで、今後もどんどん前を向いて行くだろうという妙な確信があるのです。

地方のプロジェクトは、結構難しいものが多いなかで、もちろん同様の困難を抱えながらも、新本牧のCATVプロジェクトは、常に新しい状況の変化を自らの中に取りこんでいき、新本牧のまちづくりの成功とともに、本当に大きく輝いてしまうのではないかと思います。

プロジェクト結成へ「桃園の誓い」

どんなプロジェクトにも、核になるキーマンが必要である。しかも、職員三万人を擁する横浜市のような大組織では、新しいプロジェクトを推進していくために幾つもの壁を越えていかなければならないので、一人の人間ですべてを動かすことは不可能に近い。異なるキャラクター、能力を持ち、かつ、自分に備わっていない能力を持つ他者を認めることのできる複数の人間が必要となる。しかも、そのそれぞれが内外に独自のネットワークを持っていることが望ましい。

このような条件は字句で並べるのは容易であるが、現実を整えることはきわめて難しい。中国歴史小説の古典的名著である「三国志」になぞらえれば、誠実で民の信頼を得る魅力を持った劉備玄德も、関羽、張飛という人格、武勇に秀でた兄弟との出会いがなければ後の成功はありえなかったのである。

新本牧プロジェクトも、核となる三人の異なる立場、能力、発想と互いを認めあう信頼と結束が大きな武器となったといえよう。

委託調査のフレームを検討する段階で、田口は実質的にコアとなっていくメンバーの人選を石田に相談した。そこで、まず挙がったのが市民局市民情報室の主査岡本であった。

岡本は石田と同じく昭和四八年に市役所に入り、鶴見区役所、環境事業局をわたり、五六年に昇任し鶴見区の区民相談室長を経験し五八年に市民局にうつり、現在市民情報室の担当係長として広報印刷物の指導・調整、キャプテン、文字放送の活用実験などを手掛けている。彼は、住民と接触の多い職場経験をもち、市民広報、広聴の在り方については一言をもちている。

岡本は、五八年度に石田が始めた高度情報化研究会に参加して以来、情報化施策について機会あるごとに石田に相談をし、議論をしてきている。

石田も、岡本のソフトで粘り強いキャラクター（よく「営業部長」というニックネームで呼ばれている）と見識に大きな信頼を寄せており、庁外で話をする機会があれば必ず「同僚にこういう男がいる」というふうに紹介を心がけているほどである。

したがって、田口から相談があったとき、まずは岡本を含めた三人が核となって頑張れば何とかいけると判断したのである。

三人にとって、言葉だけが先行している情報化施策の初めての具体的なプロジェクトであり、しかも、まちづくりのなかでのコミュニティメディアにふさわしいCATVの展開であること、さらに、互いに認めあえるメンバーで、外部のサポートも整っており、まさに時と人を得た、やり甲斐のあるプロジェクトであると感じていた。

九月初めに今後の進め方を確認し、他のメンバーの選定を行ったが、ここで都市自治体がまちづくりの一環としてしかける初めてのCATVの成功へむけて決意を同じくした。再び「三国史」になぞらえれば、ここに「桃園の誓い」が成立したのであった。

こうして、この三人を核に、都市計画局の調査課主査の五島哲男（現在企画課係長）、係員の金子延康（現在経済企画庁へ派遣）といった意欲的な若手メンバーによりプロジェクトは出発した。

石黒氏を得て「伏竜」と「鳳雛」が揃う

今振り返ってみると、こんなに「人」に恵まれたプロジェクトはなかったのではないかと思う。

殊に外部の力のある多くの人達の実質的な協力を得られたことが、短期間の間に運営主体をつくることのできた大きな要因であったといえよう。その中でもCATV界で最も実力のある松平恒、石黒公両氏の力に負うところは大変多かった。

「三国史」では、曹操に追われ、身を寄せていた劉表の部下の計略から逃れた劉備玄徳が、襄陽の学者水鏡（司馬徽）と出会い、「伏竜か鳳雛か、そのうち一人を得れば天下もにぎれる」と教示を受け、これに従い諸葛飾亮孔明と龐統士元の二人を味方につけることによって道を開いていったが、今回のプロジェクトで終始適切

な指示と強力なサポートをしてくれた電通の松平、TCVの石黒両氏は、我々にとってまさに「伏竜」と「鳳雛」であった。

松平氏については、すでに触れたとおり調査の受託者であったが、実質は遙かにそれを越えた協力をいただいた。我々のCATV実態調査においては彼のネームバリューとネットワークのおかげで、どこへいってもかなり突っ込んだ話が聞けた。一泊で甲府のNNSと諏訪のLCVへ出かけた時などは初日に甲府に随行し、共にヒアリングをし、一人その日の夜にある国の委員会のために東京に戻り、翌朝一番に諏訪まできていただくなど、通常の委託調査の仕事では考えられないような対応をいただいた。

石黒氏はTCV（財団法人東京ケーブルビジョン）の技術部長として、CATVの実業者、技術者という立場から国の研究会の座長をつとめる実力者であるが、ただそれだけでなく電気通信というものを切り口に社会システムをトータルに見ていこうとするジェネラリストといえよう。

石黒氏は、昭和六〇年一二月に我々の調査の過程でヒアリングを受けていただいたのがきっかけとなって、彼からみれば危なっかしい若手のプロジェクトを助けていただくこととなった。特に地元対応や運営主体の経営の在り方等については、殆ど彼のアドバイスが決め手となっている。また、それだけでなく後述する郵政省のバックアップを受けて民間R&D（研究開発会社）によって行われるCATVを使った世界初の電話実験プロジェクトの誘致についても相当の後押しをしてきている。石黒氏にすれば、最初に我々の話を聞いたときには、よく分かっている連中が何を始めようというのかと恐らく半ば呆れておられたのではないかと思う。しかし、日ごろから自治体がCATVにきちんとかかわることを期待していたこともあり、もの怖じしない若手のメンバーをみて、なんとなく放って置けなくなったのではないかと考えられる。

プロジェクトが難問にぶつかると、田口のところに届く。『石黒メモ』は、このプロジェクトに対する彼の思い入れの大きさを示すものであり、また、我々にとって前進への大きな力になったのである。

このような実力者二人に対して、直接の担当者である田口などは劉備玄徳のような「三顧の礼」どころか横浜まで呼び付けてコーヒー一杯も出さないと引きわめて非礼な対応もしばしばあった。

ともあれ、この二人のバックアップは運営主体設立、さらに現在も続いている。

☆関係者の証言 3 ☆財団法人東京ケーブルビジョン技術部長 石黒 公

昭和五八年末に始まった都市型CATVの動きがやや落ち着きを取り戻したかに思われた昭和六〇年の暮れに、電通の松平氏とともにどやどやと六名の関係者の方々が来社された。

新本牧CATVの現状について一通りの説明をされ、「実は、申請を行いたいのだがどのように手続きを進めたら良いか伺いたい」という質問を受けて一般的な申請上の要点をかいつまんで説明すると、どうも「そんなことは勉強しております」という雰囲気はまた返ってくる。どうも様子がおかしい。そこで、話の穂つきに、「施設はできているのですか?」と尋ねると、「一部できている」とおっしゃる。「いつからサービスを開始するのですか?」と尋ねると、「来年の三月から一部の入居者にサービスを開始することになる」との返事。そういう状況であると、申請関係は時間的に相当逼迫している筈である。また、現行の有線テレビジョン放送法の基本的な考え方からすると、「施設設置許可」を前提にした「許可」であるから、許可が施設設置に先立って行われているのが「正常な姿」である。どうも、またまた腑に落ちない話が返ってくる。「ところで、新本牧あたりであれだけの大規模都市再開発を行うと、周辺地区にかなりな範囲に電波障害を

及ぼすことが予想されますが、そちらの対策はどうなっているのですか」と尋ねると、「えー!」という反応が返ってくる。「一部は三井不動産が対応しているらしい」という私語が聞こえてくる。

こうしたやりとりを重ねている内に、どうも大変な袋小路にはまりこんでおられる様子がわかった。が、しかし、問題の核心がどこにあるのかがつかめない。

わかったことは、アクションが後手後手にまわっているらしいことである。CATVに対する基本的な枠組みがないままです。事実行為が先行してしまっているらしいということである。

その日の会議は、何がなんだか分からないまま終わった。

週が明けて、横浜市の新本牧開発室から電話があり、一二月二六日に来横して欲しいという。

市庁舎を訪ねると、「率直な話を聞きたい」とおっしゃる。当方は、いつでも率直に申し上げているのにと思いながら、「何がどうなっているのか分からないから、当方も率直な話を伺いたい」と応酬する。「とにかく可及的速やかに『違法状態』から脱却する必要があります。また、区画整理事業を行っているのであれば、事業地以外にこぼれる受信障害の問題について、基本的な考え方をまとめておく必要がある。受信障害が発生してからは財源もなく、手が打てなくなります。」と申し上げると、「都市型CATVではいけないだろうか?」とこられた。ここで初めてこの顛末がストンとつかめた。

だから、郵政省の関東電気通信監理局に相談にいらしているといいながら、結論が出せないのだと初めて了解された。

「都市型CATVも結構でしょうが、いま区画整理事業で建設している施設をどうやって都市型CATVに転換するおつもりですか。そもそも『都市型CATV』というのは何なのですか。横浜市としてはどう理解されているのですか」と切り口上で申し上げると、「そこをまとめて欲しい」という返事が返っ

てきた。

ここからが苦難の道であった。まず、申請者を誰にするのかの議論から始まって、種々のバリエーションを検討し、時間との兼ね合いを測りながら、申請者となる運営法人の設立問題から検討が開始された。事業区域を設定するために、NHKのご協力をあおいで受信障害発生予想地域の設定を行い、必要な事業費を積算し、区画整理事業地区内の地権者の費用負担方式の案文を作成するなど、文字どおりシャカリキになって作業を積み重ねた。

少なくとも、我々にとっては、こうしたCATV事業展開のケースは初めてである。恐らく、区画整理事業の一環として地区外の受信障害対策を行うのは、国内でもほとんど実績のないケースであろうと思われる。それだけに、暗中模索の状態で理論構成を進めなければならなかったのである。こうした困難にも拘わらず、我々の作業が順調に進められたのは、プロジェクトの方々の情熱に負うところが大きい、感謝の念に耐えない思いである。

予定どおりの日程で、昭和六二年四月に財団法人ケーブルコミュニティ横浜（CCY）が誕生したが、今こうして振り返ってみると、遙かな道のりをはるばる来たものだという感がひとしおである。仕事が困難なものであればあるほど、寝食を忘れて共に頑張った方々に対する記憶は、いまなお鮮烈なものが残るのは、私だけの感慨とは言えないのではなからうか。

郵政省のサポート——「ハマコーさん」など——

1. 「とんでもない話！」から

CATVを設置し事業を行おうとする者は、有線テレビジョン放送法の規定により、その規模に応じて事前

に郵政大臣の許可を得るか、届け出を行わなければならない。しかしながら、新本牧地区ではこの手続きを経ることなく、実態としてCATVの敷設を始めてしまったのである。

それも、数戸の者が共同して集中アンテナを建てるようなものとは訳が違う、公的な主体が四、二〇〇世帯の人が住むまちづくりの中で設置するCATVである。所轄官庁としての郵政省にとっては「とんでもない話」だったはずである。

昭和六〇年九月に、井上氏の仲立ちもあって関東電気通信監理局へ報告と謝罪に行き指示を仰いだ。担当官もこの件の処理には当惑されていたようである。この時点では、区画整理地区内の計画戸数を前提に説明を行った。その後、地区内に先行的に建ち上がる三井不動産のマンションによる地区外補償施設や、さらに地区内にある大鳥中学校の増築に伴う地区外補償の問題がもちあがるに及び、最終的には地区内建築物による地区外の補償施設を地区内のCATV施設と一体化することになるのであるが、当初は地区内で利用される端子数も少ないことから解釈により届け出施設として処理するよう指示があり、とりあえずそのように手続きを行ったのである。

一方、こうした手続きを進めている間に井上氏は、郵政省のかつての上司でもあった有線放送課長の濱田弘二氏に接触し、新本牧CATVの背景、状況などを説明し、何とか応援してもらおうよう進言していた。

濱田氏は、「有放課のハマコーさん」といえば、CATVの世界では知らない者はいないほどの辣腕家であった。昭和六〇年一月に、取り扱い・手続きの簡素化という方向で決着をみたCATV施設設置をめぐる道路占用許可問題に関しては、国際経済摩擦の緩和、内需拡大などの国家的な視点をも含めCATV普及の意義を唱え、建設省を動かすなど、CATV普及促進の障壁となる要因の排除に努めた。

技術は、きわめて応用性の高いものである。

本来、こうした技術開発実験は、その位置付けからみて筑波（ACCS）で行うのが通例であるが、技術開発プロジェクトへの参加企業の厳選、既成の都市の中での実験とすることによるアピール度等の思惑と、何とか横浜のプロジェクトに弾みを付けてやろうという配慮から、新本牧CATVへのビッグプレゼントが用意されたのであった。

この実験は、基盤技術研究促進センターからの出資を受けて数年間にわたって行われる予定のもので、日本電気、東芝、古河電工の三社の出資によるR&D会社によって行われることとなっているが、このプロジェクトのしかけは、郵政省の技術開発に関する調査研究プロジェクトで、常に委員、座長等を務める石黒氏の強力なバックアップがあったものである。

☆関係者の証言 4 ☆郵政省電気通信局業務課長 濱田弘二（当時放送行政局有線放送課長）

あの時は耳を疑いました。東京から至近距離の横浜の地に、最新の、容量三〇〇MHzの同軸ケーブルがすべて地中に埋設済みで、しかも四、〇〇〇を超える加入端子が計画されているとは。日本のCATVの施設見学のため外国から訪問があったときは、東京近郊という条件がつけば、必ずといっていいほど、筑波のACCSへ御案内していたわけですが、正直に言って、デュアルシステムといいますが、東京近郊に二頭立の見学対象施設のメニューがあればなあと感じていました。

また、当時（昭和六〇年）、今後のCATVネットワークの発展を考えたとき、施設の有効利用の点からもCATV施設を利用した電話サービスの提供がいずれ要請されるものと考え、東京近郊にその実験が、し

かも大がかりにできる施設がないのかと探していたときでもありました。

「美味しんぼ」という人気漫画があります。新聞社の一〇〇周年の記念行事として世界中の料理の中から「究極のメニュー」ともいべき料理の献立を作り出そうとする物語ですが、私はこの漫画を読んで、CATVの世界で「究極のメニュー」というのは何であろうかと考えました。

そしてそれは、樹枝状の同軸ケーブルをそのまま活用した電話サービスの提供ではないかと考えた次第です。CATV事業者である諏訪のLCVの第一種電気通信事業への進出が具体化しつつあったときでもありました。

こうした思いなり、問題意識を思っていたときに、まさに横浜新本牧地区のCATV施設の話が耳に入ってきたわけです。

ひとまずの子備的な勉強もそこそこに、早速、田口さんをお願いをして現地を見せていただくことになりました。確か六〇年の暮だったと思います。小高い丘の上にあるヘッドエンド、そしてケーブル敷設状況などを自分の目で確認することができたことにより、夢が広がるのを感じました。「究極のメニュー」と「さきがけのまち」の両方のイメージが私の頭の中でうまく融け合うのを覚えました。

通信衛星とCATV、放送衛星とCATVのドッキングは、タイムスケジュールで言えば、電話サービスの提供の実用化の前にある大きな課題でしたが、CNNなどのアメリカ発のテレビ映像が、遙か太平洋の彼方から瞬時に放映される場所としても、この横浜の地は大変ふさわしい所だなあと感じました。港ヨコハマの国際的イメージ、多くの外国人の居住などの実態がその感じを強くさせたのだと思います。

さて、横浜市御当局を始めとする関係者の皆様の御尽力で、六二年（財）CCYが設立され、まずは良質な映像でのテレビの再送信により、地に足のついた形で運営が開始されるとお聞きしております。

横浜本牧の地において、従来型のCATVとスペースケーブルネットに象徴される未来型のCATVが見事に融合した形でサービス提供されるの間もなくであろうと楽しみにしております。そして、CATVの究極のメニューである電話の実験と実用化がやはり御当地において、世界にさきがけておこなわれる日の近いことも。

3. 財団許可、有線テレビジョン放送法上の許可

本牧のCATVを長期的・安定的に運用していくためには、運営主体の形態としては、財団法人が望ましいという結論を出したプロジェクトでは、以前から濱田氏などに打診をしていた。そのため、運営主体を財団と認めることについては、郵政省有線放送課では合意が取れていたし、担当である大臣官房秘書課でも概ねの了解があったようで、六二年二月に行った郵政省の担当官と三人の協議は、目標に対する共通認識があったため比較的スムーズに進み、当初から実質的なポイントに関する議論ができた。

財団の許可にあたっては、郵政省では説得力のある理由付けが是非とも必要だった。最初、石田、岡本が作ったメモをたたき台に議論を重ねた。CCYの基本業務が受信障害対策であり、財団としての理由付けのひとつとして都市における複合的な受信障害対応のモデルということをあげていたので、当初は難視聴対策室のメンバーも加わった。

難視聴対策室でも、CATVの普及促進のために、これから更新期を迎える既存難視聴対策施設および今後生ずる受信障害施設を、より前向きな利用を図るためのしかけを模索しているところであり、大きな関心を寄せていた。

もちろん、財団許可の理由付けとしてはこの点だけでは弱く、行政活用の調査研究財団としての意義などが加えられ理由付けが補強されていた。何故財団かについては第四章のとおりであるが、ここで詰められた内容に従って財団の寄附行為が作成されていたのである。

数回にわたる議論の中で、郵政省の担当の方も何とか迅速に手続きを進めたいという姿勢を示し、終始熱の入った取り組みをしていた。通常自治体との接点は、各地の電気通信監理局を通して、有線テレビジョン放送法の許可に関する意見照会を通じてのみであり、今回のようにCATVの運営主体作りに関して自治体職員とひざを交えて議論しようとは思ってもみなかったであろう。自治体がどれほどCATVを解っているだろうか？。どれだけ本気で考えているのだろうか？。という疑念も持たれていたものと思われる。多くの場合、自治体が彼らの所に赴くのは、テレビビア地域の指定などに基づきCATV事業を地元で展開するにあたってのお伺いをたてたり、陳情など、とにかくお願いしますといったことで市や町の部長や課長時には市長までが首を揃えてくるようなケースである。しかるに、今回は生意気な(?)自治体の係長クラスがプロポーザルを持って議論にきたのである。しかし、業務係長の松本正春氏をはじめとする有線放送課の方々は全面的な理解を示し対応を図ってくれた。

補助金行政にしっかりと縛られた国と地方の関係が無いことによる点かもしれないが、地域行政のプロパーとしてのプライドと、それを支える実質的な知識を備えていればかえって国の職員とこうした実質的な議論の場ができ、双方の知恵を生かすことができるのではないかと思う。

一方、有線テレビジョン放送法上の許可手続きについては、法の規定にしたがい、財団自身が申請主体となり、行うこととなったが、ここでも慣れない財団メンバーに手とり足とりのフォローをしていただいた。

● 第2章 プロジェクト基礎編 ●

若手の元気のいいメンバーにみあってプロジェクトは始まったが、多くの障害も待ち構えていた。
その多くは、依然として温存されている守りの組織風土であり、新しい事象に対する消極性であった。
こうした状況をシビアにみつめつつ、基本的な取り組みの考え方をきちんと整理し、必要な知識を着実に身に付けていくことがプロジェクト推進の条件であった。

活発なプロジェクトの活動

1. 自治体プロジェクト考……まちがいたらけのプロジェクトづくり……

新本牧プロジェクトの成功は、松平氏や石黒氏など外部の方々のサポートによるところが大きいが、それらのサポートの誘因となり、それを生かして具体的な事業に結び付けていったのは積極的な庁内プロジェクトメンバーの活動であった。

このプロジェクトが機動力を発揮し得たのもっとも大きな要因をあげると、①核となる人間が明確な目的意識を持ち、リードしていったこと②プロジェクト全体が少人数であったこと③職制にこだわらず当該分野について一応の知識をもったメンバーで構成されていたことなどであろう。

一般的に、新しい施策のための自治体のプロジェクトのほとんどは、調査研究の委託ということから始まる。そして、有名なシンクタンクに委託し、調査研究のための委員会を組織する。委員会のメンバーは、権威ある学者、専門家、地元経済界の代表等と役所内の局長、部長クラスを並べる。その下に幹事会、分科会とかワーキング部会とかを課長クラスで設置し、係長以下で事務局の運営というところで、会議場の設定、資料整理などの雑務を担当する。——というものであり、実質的な調査の中身はほとんど外部のシンクタンクに依存し、それでいて出てきた報告についてはご都合主義的に訂正させるといったパターンである。

明確な方針と考え方がないままに進めるため、調査結果がそのまま生かされて具体的な施策に結実することは少なく、調査は調査ということでレポートはタナの上というケースが多い。委員会の席でも役所側は外部委

員の質問を受けるだけで積極的な発言はせず、骨のある委員が、事前に根回ししたストーリーと異なった議論を展開したりすると、オタオタして反論もできず、その修復にまた無駄な時間を費やすといったことも少なくない。

また、内部の委員やワーキングのメンバーも、所属や職制のみにこだわり、本当にその分野に見識をもち、力のある人間がいても決して活用しようとしめない。したがって選ばれたメンバーの多くは、自分のポストに関する部分しか意見をもたず、職制上の義務感しか持たないメンバーであるため、抽象的なあるべき論に終始したり、「……はこういっている」とか、「……したらわれわれの立場上困る」というようなブルーサイダー的な態度で臨む者が少なくない。

このようなプロジェクトでは、決して多くの成果を期待することは出来ず、ましてや新しい分野での具体的な事業主体の設立を図ることなどまったく望むべくもないのである。

2. プロジェクトの拡大

新本牧プロジェクトは、意欲的な若手の係長クラスと中堅職員を中心としており、それぞれが個々の能力を出すことを惜しまなかった。都市計画局調査課主査の五島はプロジェクトの当初から積極的に参加し見識を高めていった。担当の金子は、困難な区画整理地区外受信障害対策の法律的な課題についてとりまとめ、プロジェクトに提供するなど力を発揮した。

六〇年秋から始まった各地域への現地調査も、厳しい役所のワクぐみのなかで極力メンバー揃って参加し、同一の体験をしながら、独自の見識を構築していき、有益な議論を重ねていったのである。

六〇年度の調査研究で、運営主体として可能性のある形態を検討した結果、第三セクターが財団が適当であろうとの結論に達した。

そして、六一年度はこれをベースに最終的な運営主体を絞り込み、かつ、経営方針、人員体制、採算シミュレーション、マーケティングリサーチ、チャンネル計画等、細部についての検討を行うこととした。

そして、この第二期のプロジェクト開始にあたり、石田の提案で企画財政局財政課主査の石坂丈一と総務局行政管理課主査の北園義広の参加を得ることとなった。二人ともセクションの中ではうるさ方と言われている職員である。多くの場合、財政や行政管理といったいわゆるチェック機構のメンバーは、ある程度内容を決まっただけから合議していくのであるが、このプロジェクトでは、問題点を後からむしろかえすような非効率をさけるべきであること、見識の高い二人を入れることにより、実質的な問題点がシビアになり、また、その場合でもその解決方法について協力を得られることが期待できるなどの理由から当初から加わってもらったこととした。

3. 毎朝の「田口ロール」

プロジェクトが進むにつれ、地元対応や庁内の合意形成などで難題がもちあがったり、予期しない障害が生じることも日増しに増えてきたが、原課で孤軍奮闘していた田口も相当参ってしまいうこともあった。

また、彼はあらゆることに好奇心旺盛で、広い分野に興味をもってはいたが、昨今の情報化の動きについては今一つピンとこないものがあったし、CATVの基礎知識も、この仕事の中で短期間に手探りで習得したものであり、実践的な面や業界や郵政省など国の動向などについては情報も少なく、不安ももっていた。

もちろん、まちづくり総体の中ではCATVシステムもひとつの道具建てにすぎないわけで、これに関する

知識だけがモノを動かす決定的な要因になるものでないことは十分承知していたが、他のことと異なり、役所や地元の殆どの人にとってブラックボックスであるだけに、ひとつボタンをかけそこなうと修復するのはきわめて困難であるとも感じていた。

そんな彼が問題にぶつかると、課題を整理し何かを思い付いたりつぎの展開へ進めようとするときには必ず石田のところへ電話を入れるようになった。その中身は本当に決断がつかないことに対してアドバイスを求めるという実質的なケースよりも、自分では大方決断していることへの同意を求め、安心を得るといふようなことの方が多かった。

企画調整室の二〇二七の電話は、ある時期には必ず毎朝鳴っていた。室内の同僚からも「田口コール」は有名になった。それだけでなく、六一年の五月前後は庁内や地元対応に苦労し疲れ果てていたこともあって、井上氏と石田が企画調整室内で話をしているところへ、ヌーッと田口が現れ、ボソボソと何かを報告し、同調的な反応を得るとそれだけでスーッと帰っていくようなこともあった。これまでの田口を知る人々からみると、そんな彼の側面はとも信じられないものであろう。「ツッパッて生意氣」、「人の言うことなど聞かない」、「人と同調しない」などという声も聞くが、しかし、そうした声はほとんどがきちんと議論も出来ずに陰で文句をいうようなネタミに近いものにすぎないと、石田は思った。少なくとも、ことこのプロジェクトでの田口は違っていた。むろん、庁内や地元の説得、業者への対応などでは、彼一流の押し強さを発揮したが、それは、彼がいかにこのプロジェクトに真剣に取り組んでいるかという証でもあった。低レベルでの妥協点をみつけ、何となくマアマアという調子で仕事をして平気な顔をしている人間から見れば「生意氣」という表現になるのかもしれないが……。

しかし、田口ほど知らないことに対して素直な男もいないのである。毎朝の「田口コール」はそのことの端的な現れであった。

自治体情報化施策の混迷——基礎固めへの庁内のカベ——

プロジェクト推進の障壁のひとつに、CATVそのものに対する周囲の理解の不十分さ、さらに、他のメディアとの相異に関する基礎的な知識の欠如があった。

今やどこの自治体の計画でも、高齢化、国際化、情報化という三つの「お化け」が三種の神器のように盛り込まれている。このうち高齢化は、人口構成のうちの高齢人口比率の増大に起因する社会システムの変化に対する対応であり、その対応も時間的にも内容的にもある程度の想定が可能である。また、国際化は、経済摩擦を始めとする国際社会における我が国への批判が高まっている中、諸外国との真の相互理解を図っていくために、国政レベルでの交流にも増して、都市レベルでの多面的な交流が求められていることへの対応ということ、これもまた、既に幾つかの先進的な都市での試みが積み重ねられており、表層的な交流のみならず、地域での日常生活に密着した交流を目指した施策も見られるようになっており、自治体としての施策の方向も比較的明確になっている。

しかし、情報化に関しては、誰もが抽象的な言葉の上では重要であり、工業化社会の次に来る新しい大きな波であるというようなことは言うのであるが、実質的な意義やそれを踏まえた具体的な対応についてはよく見えていない部分が多い。

そのもっとも大きな原因は、今次の高度情報化ブームの発端となったNTTによるINS構想に代表される

ような、技術、ハード先行の構想の過大な喧伝にある。もちろん今般の情報化の動きを支えていくのは高度なコンピュータと通信技術の高度化とその結合を中核とすることは確かであるし、その技術を駆使して登場するいわゆるニューメディアは、産業・経済はもちろん、地域・家庭生活をも変容させていく可能性を持つものといえよう。しかし、これまでの動きをみるかぎり、産業分野での情報化は飛躍的に進んでいるともいえるが、地域・家庭といった日常空間での情報化は顕著にみえていない。その最も大きな原因は、これまでのニューメディアが、社会的に普及するまでのレベルに達していないこと、今一つは、新しいメディアを必要とする真の社会的ニーズを掘り起こすことができていないことである。

情報化とは、ひらたくいえばニューメディアなどによる情報伝達技術の向上により、人間のコミュニケーションの時間的、空間的な制約が解放されていくプロセスであるといえよう。そして、これによって質の高い情報に人間がアクセスしうる能力が高まり、その情報の増加によって、行動選択の適正が保障されることが情報化のもたらす最も大きな効用なのである。したがって、ここでもっとも大切なのは高次の情報技術ではなく質の高い情報そのものなのである。“いつでも、どこでも、だれにでも”という情報社会の標語のようになってくる情報へのアクセス能力の向上は、誰にでも必要な情報を対象としているのではなく、特定の“その人”に必要な“その情報”が“その人”の欲する時に手に入ることである。

いわゆるニューメディアはそうした魅力ある情報があれば“ただのハコ”なのである。さらに、鳴り物入りで登場したニューメディアが低調なのは、情報そのものの低劣さとともに、コスト高も大きな原因となっている。

技術的なイノベーション(革新)もそれだけでは普及の十分条件を満たさない。これにコストイノベーション

ンが伴わなければ駄目である。

こうした、ごく当然のことが技術への思い入れが強すぎるのか、意外にも忘れられているところに低迷の原因があるように思える。

昭和五九年に東京・三鷹市で始まったINS実験でも、当初はニューメディアが地域社会にどのようなインパクトをあたえるかの実用実験であったはずが、公表された二年間の実験の中心は、個々のメディアがINS網に接続して稼働することの確証を得たという技術面でのものにすり変わっている。しかも、当初この実験の目玉で双方方向の統合メディアといわれたV・R・S (Video Response System)も、コスト効果に乏しいという多くの批評を残しただけである。しかも、このほど発表された郵政省の電気通信高度化ビジョンでのメディアの普及予測においても、昭和六六年時点でもまだ開発中という評価となっている。

こうした状況にあつて、自治体での反応は極端に二つに分けると、まったくの拒絶か、まったくの迎合である。

前者は、ことなかれ主義につかりきった保身的な自治体職員によく見られがちな反応であり、後者は“ニューメディアン・シンドローム”とでもいうべき症状で、ニューメディアを導入しなければ世の中において行かれるといった、ある種の脅迫観念にとらわれているような人による反応である。結果的にはハード先行の姿勢となり(但し、技術者のような技術的な確信をもっているわけではなく、単なる受け売りである場合が多い)、技術的な可能性と社会的な可能性を混同してしまうことが多い。しかも、自治体の場合、民間と異なり失敗したからといって明確な責任を問われることは少ないこともあり、しかけて知らん顔といったケースも少なくない。

調整区域と市街化区域を交互に通っているような、地下鉄の軌道に光ファイバーを敷設して一種通信事業を

やるというようなことが真面目に主張されたり、県域に独自の通信ネットワーク整備（第一種通信事業を起す）や県下のCATVをつなぐネットワークといったような、通信事業の意義、実質的な情報圏を無視したり、CATVの実情、制度の無理解による構想のみられるが、こういったものは、かえって実質的な情報化推進の弊害になるものである。

このプロジェクトの推進に際しても、多かれ少なかれこうした症状に類する人達によってブレイキがかかったが、結果的にはそれがメンバーの確信を強めることにつながっていったのである。

CATV事業の特性——ミニCATVの基礎知識——

本節は、本書の読者の多くは自治体でのCATVへのかかわりかたについて興味をもち、あるいは悩んでおられる方々ではないかという想定のもとに書いたものである。ただし、我々はCATVのプロではもちろんない。したがってここで述べるのは「新本牧プロジェクト」のなかでの体験的なCATV観と言った方がよさそうである。

だから、専門家の方は痛くなる片腹を押さえてお読みいただくか、無視していただければ幸いである。

1. CATVの特性

i. CATVは古く新しいメディア

ニューメディアという言葉が登場したとき、はたしてCATVはこれに当たるのかといった議論が盛んになされ、どうやら双方向機能をもつCATVはニューメディアだというようなことで収まったようである。

こういう議論ができるのは、我が国のCATVの歴史が意外と古いからである。我が国の最初のCATVは、テレビ放送が開始されて二年後の昭和三〇年に群馬県の伊香保温泉に設置されたのである。当時はテレビ放送が始まって間もないため、地方では放送局が設置されておらず、こうした東京の電波が届きにくい地方で難視聴を解消するためにCATVが設置されたのである。だから、伊香保のシステムなどは、NHKが地元の協力を得て設置したものであり、いわばテレビ放送の補完手段としてCATVが登場したのである。

その後、地方局の整備がすすみNHK受信の難視聴地域は減少したが、民間テレビ局の出現により地域間で受信可能なチャンネル数に格差が生ずることとなった。そこで、特に地方の東京の波が見えにくい地域を中心に、区域外再送信を売り物にしたCATVが現れるようになった。現在我が国最大の受信世帯数を誇る甲府市のNNS（日本ネットワークサービス：約六万世帯）はその代表である。

また、一方ではローカルエリアというCATVの特性を生かし、地域に密着した生活情報や自主製作番組の提供を狙いとした小規模なCATVも見られるようになった。自主放送の老舗のうち昭和三六年九月に始まった下田テレビ協会（現在下田有線テレビ株式会社に改組）は今でも健在である。

また、昭和四〇年代半ばになると、大都市圏での高層建築物による受信障害が社会問題となり、これを解消するため、TCV（東京）、NCV（名古屋）、KCV（京阪神）、FCV（福岡）といった財団組織が設立された。その後、多摩CCIS、東生駒のHi-OvisなどCATVの双方向機能を活用する実験も行われ、さらに、アメリカ型のベイテレビを始めとする付加的なサービスを盛り込んだ多チャンネル型のいわゆる都市型CATVが民間事業者により計画され、許可を得ている。これに加え、最近では諏訪のLCVのように第一種通信事業者の免許を得て、データサービスを試行するところまで出現してきている。

年度別・規模別受信契約者数(最近5年間)

| 区分 | 年度 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 |
|-----------------------|----|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 総計 | | 3,655,755 (321,220) | 3,928,266 (222,511) | 4,266,030 (337,764) | 4,585,529 (319,499) | 4,935,109 (349,580) |
| 許可施設 (引込端子数50以上) | | 627,751 (51,795) | 699,962 (72,211) | 828,549 (128,587) | 987,654 (159,105) | 1,175,960 (188,306) |
| 届出施設 (引込端子数51~500) | | 2,662,720 (241,768) | 2,841,194 (178,474) | 3,032,484 (191,290) | 3,175,714 (143,230) | 3,320,888 (145,174) |
| 小規模施設 (引込端子数50以下) | | 365,284 (27,657) | 387,110 (21,826) | 404,997 (17,887) | 422,161 (17,164) | 438,261 (16,100) |
| 総計のNHK受信者に対する割合 | | 12.0% | 12.8% | 13.7% | 14.6% | 15.4% |

()内は対前年増。

年度別・規模別施設数(最近5年間)

| 区分 | 年度 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 |
|-----------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 総計 | | 33,981 (2,993) | 36,162 (2,181) | 38,221 (2,059) | 40,403 (2,182) | 42,190 (1,787) |
| 許可施設 (引込端子数50以上) | | 384 (30) | 428 (44) | 484 (56) | 550 (66) | 633 (83) |
| 届出施設 (引込端子数51~500) | | 19,428 (1,627) | 20,592 (1,164) | 21,788 (1,196) | 23,118 (1,330) | 24,064 (946) |
| 小規模施設 (引込端子数50以下) | | 14,169 (1,336) | 15,142 (973) | 15,949 (807) | 16,735 (786) | 17,493 (758) |

注：引込端子数50以下の施設でも自主放送を行うものは、小規模施設とせず、届出施設に含めてある。()内は対前年増。

郵政省資料

このようにCATVは、その発展の経緯をみると、とても古くそして新しいメディアであるということが出来る。このことは、CATVというシステムが非常に幅があり、技術の進歩をそれぞれのレベルに応じて取り入れてゆくことが出来るという特徴によるものと考えられる。

ii. なんでも乗れるおなじみメディア

CATVの最も大きな特性

はメディアのメディアであることである。CATVの伝送能力は、標準的な三〇〇MHzのシステムでテレビ三〇チャンネルくらいを送ることが出来る。したがって、通常のテレビ放送の再送信はもちろんのこと、文字放送、ビデオテックスも、また、双方向機能を持つものであればパソコンを端末に用いてデータ通信も可能である。

もちろん、現在の法制度のなかでは放送と通信のすみわけが厳しくなっているので、これをクリアすることには必要であるが、いずれにしてもCATVは大容量のケーブルをベースとするシステムであるがゆえに、他のメディアに比べサービスの種類に大変大きな可能性も持っている。最近、郵政省が推進しているスペースケーブルネットワーク構想のような、通信衛星を活用したシステムもCATVのシステムとしての汎用性の高さによるものであり、こうした様々な高度技術を駆使した外部システムとの接続により一層普及にはずみがつくこととなる。

また、CATVは、端末がテレビという非常になじんだものであることも、当然ではあるが大きな利点である。世界一のテレビ国の我が国では一世帯二台以上のテレビを有している。

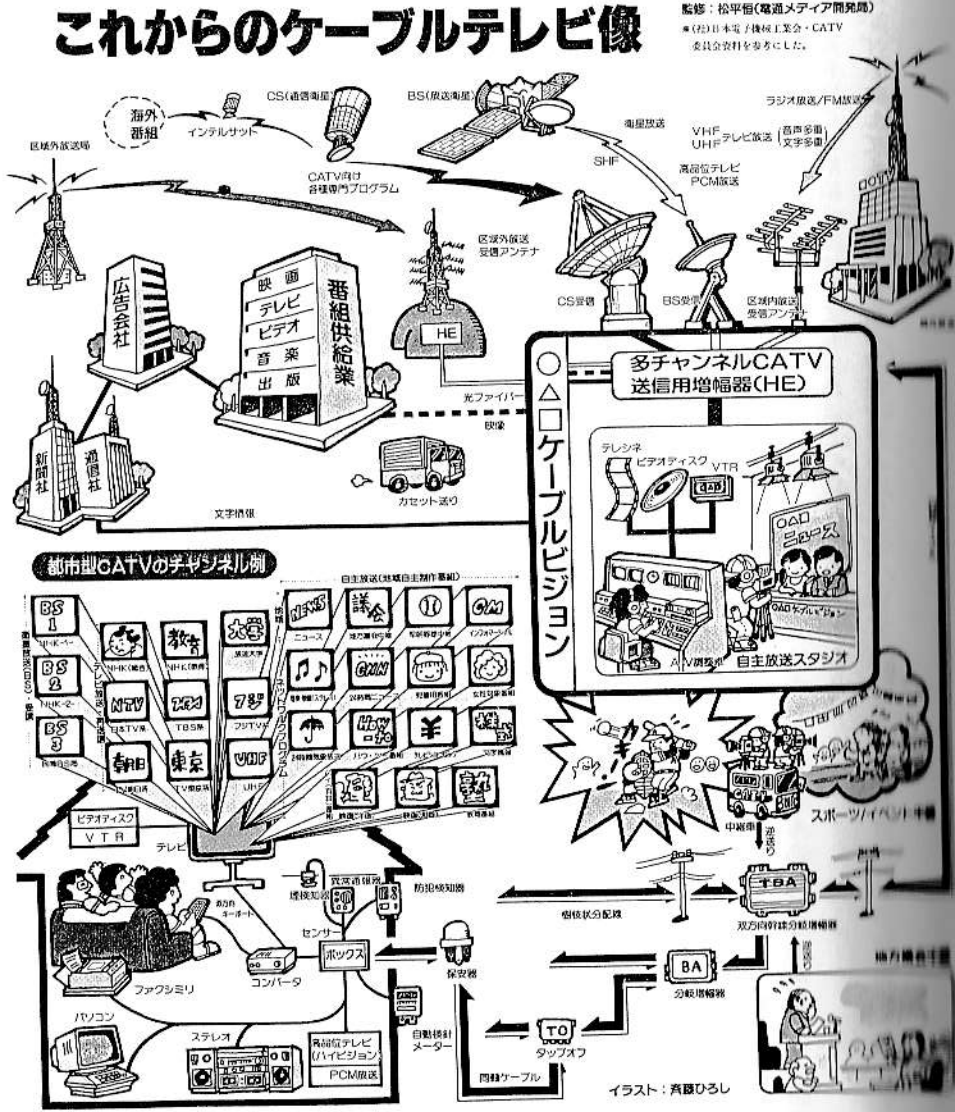
他のメディアに比べて端末の苦勞が要らない。ビデオテックスのように、欲しい情報に行き着くまで何度も間違いなくボタンを押さなければならないというようなことはまったくないのである。最近のテレビは益々便利で高性能となり、こうした高級なお手軽メディアで、きれいな画像で多様な番組を楽しみたいというニーズはすでに相当あるものと考えられる。

iii. おれたちだけの「テレビ」

CATVの大きな魅力は、歴史的にみても、また、システムの性格からみても、非常にローカルティに富んだメディアであるということである。

CATVの故国アメリカでは、CATVに関する諸権限は自治体が有している。ケーブル事業を営もうとするものは自治体の付けた条件にあわせて企画書をつくり、フランチャイズ(独占権)を獲得する。多くの場合公共チャンネルの確保が義務付けられ、料金についても最近までかなり厳しい制約が課せられていた。事業者にとっては大変厳しい制度であり、こうした制限が憲法に違反しないと裁判で争われることもしばしば

これからのケーブルテレビ像



よく例にだされる京都の和束町では、一〇〇%加入の町営CATVによって紙の広報を原則的に廃止し、議会や行政情報、住民の地域活動など地域に密着した自主放送を行っている。また、諏訪のLCV(レイクンティイケーブルビジョン)では、九チャンネルを自主放送にあて、毎日おめでた情報、おくやみ情報といった日常の出来事の告知、有名な諏訪神社の御柱の祭事の中継など地域そのものがスタジオとなった自主放送が営まれている。

一方で、我が国のCATVは、もともとが公共放送の補完として登場した背景からか、国によって独占的に権限が留保され、地方自治体では郵政大臣からの許可施設の設置にあたっての意見照会が行われる程度であり、しかも、もともと関係のある市町村には県知事が意見照会を行うというものでアメリカの制度とは程遠いものである。

ただし、実態としては、市町村の意見はかなり尊重されて許可が行われており、事業者の申請したエリアを修正した例もみられる。

こうした制度面はともかく、CATVはもともと空中波の届かない地域を一つの単位と考えて設置されるシステムであり、また、ケーブルは空中波と異なりチャンネル割り当ては自由であり、地域の独自性を発揮できるきわめて民主的な性格を持つメディアである。

現実にも、幾つかの施設では地域の生活情報や活動などを素材にした個性的な自主放送が試みられ人気を博している。

しばであるが、こうした制度の背景となっているのは、地域の情報の独占に対しての民主的チェックは、当然に地域の主体である自治体が行う権利があるという思想である。

一方、我が国のCATVは、もともとが公共放送の補完として登場した背景からか、国によって独占的に権限が留保され、地方自治体では郵政大臣からの許可施設の設置にあたっての意見照会が行われる程度であり、しかも、もともと関係のある市町村には県知事が意見照会を行うというものでアメリカの制度とは程遠いものである。

こうした自主放送に象徴されるとおり、CATVは地域に密着したメディアである点に大きな特徴がある。

2. CATV事業運営の留意点

前項でのべたように、CATVは大変可能性のあるメディアではあるが、現実これを設置し、加入者を募り、多様なサービスを実現し、施設を維持管理さらに更新して行くことはそう簡単ではない。

昭和五十九年ごろからいわゆる都市型CATVを目指した民間事業者が十数社許可を得ているが、三年経過した現在でも、一部を除いて本格的な放送開始に至っていないし、また、過去の例をみても地元のマスコミや自治体の後押しでつくったCATVが、何億もの負債を背負ってしまったりしている。CATVもまたメディアの技術的な可能性と社会的な可能性とを混同すると痛いめにあうことになる点はこのメディアと同様である。

CATVの一番大きな特徴は、初期投資のかかる装置産業であり、その投資コストをいかに回収するかという点に事業の成否が問われることである。施設のグレード、地域の地理的条件等によって多少の相異はあるが、一般的なCATVの施設設置コストは一世帯当たり一〇万〜二〇万円程度といわれる。しかし、このコストを当初から加入者に直接課するような方式では採算ベースに見合うような加入者数を確保することはまずできない。二〇万円をかなり超えるコストをかけて施設整備した最新の都市型CATVの場合でも加入者の負担は加金五万円程度、月々の利用料金三、〇〇〇円という設定であり、それでもなかなか予定の加入者を確保できないで苦心している。本当にこれと思うような特化したサービスの提供でもあればともかく、現在想定されている程度の番組編成ではとてもこれ以上の負荷は無理であろう。

いずれにしてもCATV事業の初期投資の回収は、一定の加入者確保を基礎にして、付加サービスを充実し、

収益性を高めることによって長期的に行っていくシステムを設計することが肝要である。この事業が「Low & Steady」な事業であるといわれる所以である。

したがって、施設整備については経営状況、加入者ニーズ等を勘案しながら段階的にグレードアップを行うべきである。特にスタジオ等については過大な投資は極力避けるべきであり、そうしたスケッチをもとに長期の投資に堪えられる資本構成、経営態勢を考えていく必要がある。

二番目のポイントは、松平氏がよく言われるように、CATV事業は放送業というより訪問販売業ととらえるべきであるという点である。

我が国の場合、CATVはマスの放送業と異なり、ローカルなメディアであり、その規模、エリアも小さいため、基本的にはスポンサーシップになじまないものである。アメリカのようにアド・サポーターッド（広告収入）に依存することによって、低廉な基本料金でベイスックサービスを行うということは、なかなか成り立ちにくい。

したがって、CATVの経常収入は専ら加入者からの料金に依存することになる。そして、加入者を確保するためには相当なマーケティング努力が必要であり、DM（ダイレクトメール）のような待ちの手法だけではなかなか加入してもらえない。もちろん加入者サイドからすれば提供サービスと負担とのバランスが基本であり、ソフトの品揃えを充実させることは当然であるが、そうした商品を限定された地域の中で売っていくためには、フェイス・トゥ・フェイスによる手法が不可欠である。いわば「コミュニティ・マーケティング」が必須なのである。しかも、地域に密着したメディアを目指し、具体的には自主放送等の展開を図っていくためには、加入時の接触だけでなく、継続的に意識をつなげていくような仕組みを考えていくべきである。設備のメ

ンテナンスはもちろん重要であるが、それとともに加入者のメンテナンスにも十二分な配慮が必要である。

三番目は甲府や諏訪などのように基本的にTVチャンネル数の情報較差があり、これをカバーすることである程度の加入者確保が可能で、いわば区域外再送信を売り物にできる地方型のCATVと、UHFも含めると八〜九チャンネルも放送サービスを受けることができる都市地域でのCATV事業は根本的に異なるということである。つまり、両者では商品が異なるのであり、したがってちがう商売なのである。そして、後者の場合、相当特化度の高い魅力的なソフトを提供できないと採算ベースに見合った加入者を得ることは非常に困難である。かといって、誰もがとびつきたくなくなるようなソフトはコストが高くつく。いわば二律背反の宿命を負っているのである。だから、LCVの山田社長などは、都市型CATVを本気でやるなら、ドンと一〇億単位の資本を用意し、加入金はタダにして基礎的な加入者を確保し、資金の回収は付加的なサービスで実現するシステムでやるしかないと言われるが、現在の都市型を指すCATV事業の状況をみると正しい指摘かもしれない。

3. CATVの今後の展開と自治体のかかわり

CATVは、他のニューメディアが苦戦し、先が見えてきている中であってきわめて可能性のあるメディアといわれているが、その主な根拠となっているのは低廉で魅力あるソフト供給のシステムが充実していくという点であり、技術的には通信衛星を活用した「スペースケーブルネット」によるサービスがここ数年の内に実現されるという点にある。現在既に、衛星の活用を見込んだ番組供給会社が数社設立されており、それぞれ特徴のある映像サービスを予定している。

さらに、本来の放送系のサービスに加え、双方向機能をもった広帯域のケーブルを活用した通信サービスについて、先進的なCATV施設で実験が行われており、セキュリティやモニタリング、データサービスなどを可能とする技術開発が進められている。現在の法制度の運用では、放送事業者が通信を行うことはかなり厳しく制限されているが、多様な国民ニーズの存在や基盤施設としてのCATV施設の有効利用という視点からも将来的にはある程度緩和されるものと考えられ、こうした高度なサービスの実現はCATV普及・発展の大きな要素となる。

もちろん、CATVが依然として膨大な装置産業であることに違いはないので、技術開発と普及の拡大による設置コストの低減が図られることも大きな条件となる。

一方、オフィスビル需要の増加、地価の高騰などにより、都市部での高密度化がすすみ、建築物の容積、高さが増すにつれ、いわゆるビル陰受信障害や反射による受信障害が頻発してくる。このようなところでは補償施設の整備が進み、基盤整備が原因者負担により行われるが、インシャルコストの負担がない点をメリットに基礎的な補償内容である同時再送信に加えた新しいサービスを行おうとするケースも十分考えられよう。

さらに、既存の補償施設で償却年限がせまってきたりしているものもかなり多くあり、これらの施設の更新に際して施設をグレードアップするものも相当でできそうである。現にNHKの衛星放送を見たいという理由だけで自治会でCATV施設を設置しようという人々もでてきているほどであり、ソフトの高次化に伴いCATVが地域の基幹的なメディアとなる可能性はかなり高いものと思われる。

こうした状況の中で、CATVに対する自治体の対応は、次の3つの位相に分けられる。

i. 法律上の対応

CATVは法律的には昭和四八年に成立した有線テレビジョン放送法により律せられているが、この第三条

に基づき、五〇〇端子をこえるCATV施設を設置しようとするものは郵政大臣の許可が必要とされ、郵政大臣は申請をうけると、施設設置が予定されている地域の属する都道府県知事に意見照会を行うこととなつていゝる。さらに、都道府県知事は、関係市町村の意見を聞き、回答を行うこととなつていゝる。

これまでの状況をみると、自治体で具体的な意見を述べるとかなり尊重されているようである。しかし、最近、都市型のCATV事業の申請が増えてきたことによるものか、申請の受理に際して当該自治体の同意書を要求しているようであるが、厳密な意味では法律上の要件とはいえないし、自治体が実体的にCATVの事業計画の妥当性について判断する態勢もノウハウももっていない現状からするとやや無理な注文と思える。

ii. 施設設置・運営

自治体が自らCATV施設を整備することも一応は可能である。しかし、税負担によりこれを行うためには納税者である住民の合意が必要であり、情報手段の選択を行うことになるのでそう安易に行うことはできないであらう。

先に例にあげた京都の和束町は全町一〇〇%加入の施設を運営しているが、これはもともと関西電力の高圧送電線による受信障害の補償施設をひきとって運営しているものであるし、また、奈良県下市町のCATVも、一部の難視聴対応とあわせ過疎化のなかでの学校間格差の是正手段として始めたものであり、いづれも特殊な背景によるものである。

また、神戸市では市が行った開発地域にCATVを敷設し、開発地域の施設（駐車場等）運営事業の一環として財団の開発管理事業団が運営を行っている。

こうした、特殊な例は別にして、CATVは非常に大きなコストが長期的に必要な事業であると同時に、都

市型CATVの加入率などをみても明らかのように、どれだけのニーズがあるのか必ずしもつかめていないのが実態である。

すでに、郵政省のテレトピア指定地域の過半数がCATV事業を計画し、事業を進めているが、実験的な取り組みはともかく、本格的な起業を行うには未だ機が熟していないとも思われる。

新本牧の場合は、区画整理事業というまちづくりの中で、地域の負担により設置され、運営については都市型複合受信障害という、いわば特殊な都市問題の解消と、地域社会におけるCATVの活用実験の場としての意義から公益的な運営主体を設立したものである。

このような、実験の積み重ねと、国等によるCATVをめぐる環境条件の整備、市民の情報およびメディアへのニーズ動向等の把握を行っていくのが今の時点で最も必要なことであると考えられる。

iii. 民間事業への援助

民間CATV事業者の申請が各地域で出されているが、いざ実際に事業着手すると、膨大なインシャルコストが目前に現実化し、一方では計画段階で想定した加入者数の確保が困難になるにおよび、「地域メディアだから」とか「地域の新しい産業育成のため」とかいう理屈で、自治体に補助金や出資の要請をおこなう事業者がでてきている。

これに対して、一部の自治体では出資等を行っているようであるが、その妥当性については首肯しかねる。行政エリアの一部をカバーするにすぎないCATV施設はもちろん、仮に全エリアを対象とするものであつても、実質的なカバー率は、加入対象となつている地域の住民の選択に依存している。少なくとも五〇%を超える加入がないようなものについて、公金を支出することは適当ではない。まして、民間が営利事業として行

うのであるから、起業に際しては当然採算が図られている筈であるし、一定の利潤を見込んでのものであると判断せざるを得ないのである。この点は、事業内容が公共性が強いかどうかによって変わるところではないのである。儲かると思っただけで始めたが赤字になりそうだから金を出せ」というのは余りに虫のいい話であり、責任のある事業者の態度とは思えないものである。

このような事業者への補助については、せいぜい従来からの産業振興施策の範囲内で対応していくべきである。

これは、税が市民全体の一般負担であることによるものである。したがって、道路占用料等についての対応に関してはある程度緩和することも可能であろう。

また、公共チャンネル、あるいは公共ニュース時間の設定を条件に、IP (Information Provider) 情報提供者) となり、料金を支払うべきことを要求する動きもあるが、これについても決め手は加入世帯率であり、一部加入者に、他の公共情報手段を講じながら、これに加えてCATVによる情報提供サービスを行うためにIP料金を支払ってサービスを行うというのは二重投資であり、また、まったく他に流していない情報を提供するのであればそれは公平原則に反するものとなる。

ただし、対価を伴わず実験的に他のメディア(広報紙、新聞等)によって一般市民に周知している情報を、ケーブルに乗せるために提供したり、一般に公開しているビデオ等を無償貸与することは問題がないと考えられる。

iv. CATVの活用

前項の広報ソフトの提供は、反面、広報メディアとしての活用でもある。したがって、これについてのCATVの活用のノウハウを構築していくためにもある程度積極的に行っていくべきである。

それ以外にも、CATVは技術的には防災、福祉、教育など多くの分野で活用の可能性をもっている。しかしこれらが実現するためには相当程度の普及がなければならず、現時点では、なかなか本格的な取り組みは難しい。

したがって、将来的な展開を見据えた実験として取り組んでいくことは、現実的な可能性の存否を把握するうえでも大事なことであり、前向きに考えていくべき時期に来ていると思われる。

ただし、前項の民間事業者への援助にせよ、これの活用にせよ、一面では、既存の多くの小規模な受信障害施設へのフォローについても十分考慮しておかないと施策による格差の問題も生ずることになる。